

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類

2022 年 6 月 14 日

株式会社タナベ経営

1. 吸収分割契約書

吸収分割契約書は別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

株式会社タナベ経営（以下、「当社」といいます。）と株式会社タナベコンサルティング（以下、「承継会社」といいます。）は、2022年10月1日を効力発生日とする吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。これに伴い、承継会社が当社に交付する株式数、並びに当社の資本金及び準備金の額に関する事項について、以下のとおりとすることとし、いずれも相当であると判断いたしました。

（1）交付する株式数に関する事項

本件分割に際して、承継会社は新たに普通株式 30,000 株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。

承継会社は当社の 100%子会社であり、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、承継会社が発行する株式数については、両社で協議の上、決定しており、相当であると判断いたしました。

（2）資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本件分割後の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

なお、承継会社の資本金及び準備金の額は、会社法 445 条5項による委任を受けた会社計算規則 37 条の定めに従い、同条第1項に定める株主資本等変動額の範囲内において定めております。

①資本金：0百万円

②資本準備金：75百万円

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

（1）吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙2のとおりです。

（2）吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

5. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社は、2022 年 10 月 1 日を効力発生日とする本件分割を行うにあたり、当社が負担すべき債務及び承継会社が負担すべき債務（本件分割により承継させるものに限ります。以下、同じ）の履行の見込みについて、以下のとおり判断いたしました。

（１）当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2022 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ 13,053 百万円、1,801 百万円であります。本件分割により承継会社が当社から承継する資産及び負債の 2022 年 3 月 31 日現在における帳簿価額は、それぞれ 2,492 百万円、1,236 百万円であります。

また、2022 年 3 月 31 日から現在に至るまで当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予測される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる当社の資産の額は同負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本件分割後の収益見込みについても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、当社は、本件分割後において当社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しております。

（２）承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の成立の日（2022 年 4 月 15 日）の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ 300 百万円、0 円であります。当社の 2022 年 3 月 31 日現在の貸借対照表において、承継会社が当社から承継する資産及び負債の帳簿価額は、上記（１）に記載のとおりです。

また、2022 年 4 月 15 日から現在に至るまで承継会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予測される承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる承継会社の資産の額は同負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本件分割後の収益見込みについても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、当社は、本件分割後において承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しております。

以 上

(別紙 1)
吸収分割契約書

(別紙2)

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	300 百万円	株主資本	300 百万円
現金及び預金	300 百万円	資本金	300 百万円
資産合計	300 百万円	負債及び純資産合計	300 百万円

吸収分割契約書

株式会社タナベ経営（以下、「甲」という。）及び株式会社タナベコンサルティング（以下、「乙」という。）は、第 1 条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり、分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、第 6 条に定める効力発生日をもって、甲の事業のうち経営コンサルティング事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する第 3 条 1 項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社タナベ経営

住所：大阪市淀川区宮原三丁目 3 番 41 号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社タナベコンサルティング

住所：大阪市淀川区宮原三丁目 3 番 41 号

第 3 条（承継する資産、債務、契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細書」に記載のとおりとする。
2. 前項に関わらず、本承継対象権利義務のうち（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第 1 項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第 4 条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式 30,000 株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第5条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益剰余金は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- （1）資本金 0 円
- （2）資本準備金 75 百万円
- （3）その他資本剰余金 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
- （4）利益剰余金 0 円

第6条（効力発生日）

効力発生日は、2022 年 10 月 1 日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、2022 年 6 月 28 日に開催されるそれぞれの株主総会において、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙協議の上、これらの手続を変更することができる。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、若しくは本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2022 年 5 月 18 日

(甲) 大阪市淀川区宮原三丁目 3 番 41 号

株式会社タナベ経営
代表取締役社長 若松 孝彦



(乙) 大阪市淀川区宮原三丁目 3 番 41 号

株式会社タナベコンサルティング
代表取締役社長 若松 孝彦



別紙

承継権利義務明細書

乙が甲から承継する本件事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、効力発生日において甲が有する本件事業に関して属する次の権利義務とする。なお、甲及び乙が別途合意する権利義務についてはこの限りではない。

なお、乙が甲から承継する本件事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、2022年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、売掛金、受取手形、契約資産、商品、原材料、前渡金、前払費用、未収収益などの一切の流動資産

(2) 投資その他の資産

本件事業に属する前払年金費用などの投資その他一切の資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、前受金、賞与引当金などの一切の流動負債

(2) 固定負債

本件事業に属する役員退職慰労引当金

3. 承継する雇用契約等

本件事業に属する従業員（正社員、準社員、採用内定者、パート社員、アルバイト等を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務

4. 承継するその他の権利義務

本件事業に属する取引基本契約、秘密保持契約、業務委託契約、その他本件事業に属する一切の契約に係る契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務

5. 許認可等

本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録及び届出等のうち法令上吸収分割により承継することが可能なものの一切

